

# 別紙第1

## 報 告

中央教育審議会は、令和6年8月27日「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」として答申を行い、学校教育の質の向上に向けて、教師に優れた人材を確保する必要があることに鑑み、学校における働き方改革の更なる加速化、学校の指導・運営体制の充実並びに教師の処遇改善を一体的・総合的に推進することが必要とした。

当該答申においては、学校の組織的・機動的なマネジメント体制の構築に向けて、若手教師へのサポート機能を抜本的に強化するとともに、子供の抱える課題への対応や学校横断的な取組への対応について、学校内外との連携・調整機能を充実させるため、「新たな職」を創設し、中堅層の教師をこの新たな職として学校に配置することができるような仕組みを構築することと、「新たな職」を創設することに伴い、職務給の原則に従って、一定の校務分掌の中核となる教師に適切な処遇を確保するため、教諭（2級）と主幹教諭（特2級）の間に給料表上、新たな級を創設することが必要としている。

これを受けて、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が令和7年6月18日に公布され、令和8年4月より、学校の教育活動に関し、教職員間の総合的な調整を担う「主務教諭」の職を設置することができることとなった。

今般、本県教育委員会において令和8年度より県内公立の小・中学校、高等学校等に、新たに「主務教諭」の職を設置する方針が決定されたことに伴い、当該職に対する適切な処遇の確保を図るため、その給与について検討を行った。

主務教諭の職務について、学校教育法においては、主務教諭は、児童生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行うとされており、教諭等の職務とは異なっている。

このことから、主務教諭の給与について、その職に見合った適切な処遇を図るため新たな職務の級を創設することが適当であり、また、都道府県等の人事委員会で構成する全国人事委員会連合会が示した新たな職務の級を加えたモデル給料表は、中央教育審議会の答申等の趣旨に沿ったものであると考えられることから、教育職給料表(二)及び教育職給料表(三)については、同連合会が示したモデル給料表を参考に改定する必要がある。